

海岸法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

目次

○ 海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）（抄）．．．．． 1

○ 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）．．．．． 6

○ 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第四百十四号）（抄）．．．．． 7

○ 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）（抄）．．．．． 9

○ 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）．．．．． 11

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）．．．．． 13

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（海岸管理者の権限の代行）</p> <p>第一条の五 法第六条第二項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わつて行う権限は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二条第一項の規定により砂浜又は樹林の指定をすること。</p> <p>二 四（略）</p> <p>五 法第十条第二項の規定により同項に規定する者と協議すること。</p> <p>六 法第十二条第一項又は第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。ただし、同条第二項第三号に該当する場合においては、同項に規定する処分をし、又は措置を命ずることはできない。</p> <p>七 法第十二条第三項の規定により必要な措置を命ずること。</p> <p>八 法第十二条第四項の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任をした者にこれを行わせること。</p> <p>九 法第十二条第五項の規定により除却に係る海岸保全施設以外の施設又は工作物（除却を命じた同条第一項及び第三項の物件を含む。次号及び第三条の三から第三条の八までにおいて「他の施設等」という。）を保管し、及び法第十二条第六項の規定により公示すること。</p> <p>十 法第十二条第七項の規定により他の施設等を売却し、及びその代金を保管し、同条第八項の規定により他の施設等を廃棄し、又は同条第九項の規定により売却した代金を売却に要した費用に充てると。</p> <p>十一 七（略）</p> | <p>（海岸管理者の権限の代行）</p> <p>第一条の五 法第六条第二項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わつて行う権限は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二条第一項の規定により砂浜の指定をすること。</p> <p>二 一の四（略）</p> <p>二 法第十条第二項の規定により同条同項に規定する者と協議すること。</p> <p>三 法第十二条第一項又は第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。ただし、同条第二項第三号に該当する場合においては、同条第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずることはできない。</p> <p>三の二 法第十二条第三項の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任をした者にこれを行わせること。</p> <p>三の三 法第十二条第四項の規定により除却に係る海岸保全施設以外の施設又は工作物（除却を命じた同条第一項の物件を含む。次号及び第三条の三から第三条の八までにおいて「他の施設等」という。）を保管し、及び法第十二条第五項の規定により公示すること。</p> <p>三の四 法第十二条第六項の規定により他の施設等を売却し、及びその代金を保管し、同条第七項の規定により他の施設等を廃棄し、又は同条第八項の規定により売却した代金を売却に要した費用に充てると。</p> <p>四 九（略）</p> |

十八 法第十九条の規定により、損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。  
十九、二十、二十一 (略)

二十三 法第二十三条第一項の規定により必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、若しくは工作物その他の障害物を処分し、又は同条第二項の規定によりその付近に居住する者若しくはその現場にある者を業務に従事させること。

二十四 法第二十三条第三項並びに同条第四項において準用する法第十二条の第二項及び第三項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

二十五 法第二十三条第五項の規定により損害を補償すること。

二十六 法第二十三条の三の規定により、海岸協力団体の指定をし、及び当該海岸協力団体の名称等を公示し、又は海岸協力団体による届出を受理し、及び当該届出に係る事項を公示すること。

二十七 法第二十三条の五の規定により、報告を求め、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は海岸協力団体の指定を取り消し、及びその旨を公示すること。

二十八 法第二十三条の六の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

二十九 法第二十三条の七の規定により海岸協力団体と協議すること。

三十、三十一 (略)

2 前項に規定する主務大臣の権限は、法第六条第三項の規定に基づき公示された工事の区域（前項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が海岸管理者の意見を聴いて定め、主務省令で定めるところにより公示された区域を除く。）につき、同条第三

十 法第十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。  
十一、十二、十三 (略)

十五、十六 (略)

2 前項に規定する主務大臣の権限は、法第六条第三項の規定に基づき公示された工事の区域につき、同項の規定に基づき公示された工事の開始の日から当該工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができ。ただし、前項第三号の三から第四号まで、第九号、第十号、第十

項の規定に基づき公示された工事の開始の日から当該工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第九号から第十一号まで、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号（法第二十二條第二項及び同條第三項において準用する漁業法第三十條第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。）  
、第二十四号、第二十五号及び第三十号に掲げる権限は、当該工事の完了又は廃止の日の後においても行うことができる。

3 主務大臣は、第一項第一号、第三号から第八号まで、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号、第二十七号、第二十九号又は第三十号に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

（他の施設等を保管した場合の公示事項）

第三條の三 法第十二條第六項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 四（略）

（他の施設等を保管した場合の公示の方法）

第三條の四 法第十二條第六項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一・二（略）

2（略）

（他の施設等の価額の評価の方法）

第三條の五 法第十二條第七項の規定による他の施設等の価額の評価は、当該他の施設等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該他の施設等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、海岸管理者は、必要があると認めるときは、他の施設等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

三号、第十四号後段及び第十五号に規定する権限は、当該工事の完了の又は廃止の日の後においても行うことができる。

3 主務大臣は、第一項第一号、第一号の三から第三号の二まで、第五号から第六号の二まで、第十二号又は第十五号に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

（他の施設等を保管した場合の公示事項）

第三條の三 法第十二條第五項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 四（略）

（他の施設等を保管した場合の公示の方法）

第三條の四 法第十二條第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一・二（略）

2（略）

（他の施設等の価額の評価の方法）

第三條の五 法第十二條第六項の規定による他の施設等の価額の評価は、当該他の施設等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該他の施設等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、海岸管理者は、必要があると認めるときは、他の施設等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した他の施設等を売却する場合の手続等)

第三条の六 法第十二条第七項の規定による保管した他の施設等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない他の施設等その他競争入札に付することが適当でないと認められる他の施設等については、随意契約により売却することができる。

(他の施設等を返還する場合の手続)

第三条の八 海岸管理者は、保管した他の施設等（法第十二条第七項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提出させる等の方法によつてその者が当該他の施設等の返還を受けべき所有者等であることを証明させ、かつ、主務省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(損失補償の裁決申請手続)

第四条 法第十二条の二第三項（法第十八条第八項、第二十一条第四項及び第二十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条第四項の規定により、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、主務省令で定める様式に従い、次の各号に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一～五 (略)

(災害時における緊急措置に係る損害補償の額等)

第五条 法第二十三条第五項の規定による損害補償は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）中水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二十四条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の基準を定める規定の例によ

(保管した他の施設等を売却する場合の手続等)

第三条の六 法第十二条第六項の規定による保管した他の施設等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない他の施設等その他競争入札に付することが適当でないと認められる他の施設等については、随意契約により売却することができる。

(他の施設等を返還する場合の手続)

第三条の八 海岸管理者は、保管した他の施設等（法第十二条第六項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提出させる等の方法によつてその者が当該他の施設等の返還を受けべき所有者等であることを証明させ、かつ、主務省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(損失補償の裁決申請手続)

第四条 法第十二条の二第三項（法第十八条第八項及び第二十一条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条第四項の規定により、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、主務省令で定める様式に従い、次の各号に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一～五 (略)

第五条及び第六条 削除

り行うものとし、この場合における手続その他必要な事項は、主務省令で定める。

第六条 削除

(この政令の規定の一般公共海岸区域への準用)  
第十二条の五 第三条の三から第五条まで及び第十二条の規定は、一般公共海岸区域について準用する。

(権限の委任)

第十四条 法に規定する主務大臣の権限(農林水産大臣の権限のうち漁港区域に係る海岸保全区域に関する事項に係るものを除く。)のうち、第一条の五に規定するもの、法第二十三条の二第一項に規定するもの及び法第二十七条第二項に規定するもの(主務省令で定める工事に係るものを除く。)は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。これらの主務大臣の権限に係る法第三十八条に規定する権限についても、同様とする。

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 主務大臣の権限   | 地方支分部局の長        |
| 農林水産大臣の権限 | 地方農政局長及び北海道開発局長 |
| 国土交通大臣の権限 | 地方整備局長及び北海道開発局長 |

2 (略)

(新規)

(この政令の規定の一般公共海岸区域への準用)  
第十二条の五 第三条の三から第四条まで及び第十二条の規定は、一般公共海岸区域について準用する。

(権限の委任)

第十四条 法に規定する主務大臣の権限(農林水産大臣の権限のうち漁港区域に係る海岸保全区域に関する事項に係るものを除く。)のうち、第一条の五第一項及び第三項に規定するもの並びに法第二十七条第二項に規定するもの(主務省令で定める工事に係るものを除く。)は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。これらの主務大臣の権限に係る法第三十八条に規定する権限についても、同様とする。

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 主務大臣の権限   | 地方支分部局の長        |
| 農林水産大臣の権限 | 地方農政局長及び北海道開発局長 |
| 国土交通大臣の権限 | 地方整備局長及び北海道開発局長 |

2 (略)

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（保護区域内の禁止漁業等）<br/>                 第六条（略）<br/>                 2 法第四十一条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。）において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。</p> <p>一・二（略）<br/>                 三 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第七条第一項、第八条第一項、第十二条第一項から第三項まで、第十三条第一項若しくは第二十一条第一項若しくは第二項の規定による許可その他の処分を受けた者又は同法第十条第二項若しくは第十三条第二項の規定による協議をした者が当該許可等に基づく行為を行う場合</p> <p>四〇十（略）</p> | <p>（保護区域内の禁止漁業等）<br/>                 第六条（略）<br/>                 2 法第四十一条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。）において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。</p> <p>一・二（略）<br/>                 三 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第七条第一項、第八条第一項、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条第一項若しくは第二十一条第一項若しくは第二項の規定による許可その他の処分を受けた者又は同法第十条第二項若しくは第十三条第二項の規定による協議をした者が当該許可等に基づく行為を行う場合</p> <p>四〇十（略）</p> |

○ 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）  
 （抄）  
 （傍線の部分は改正部分）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>（特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行）<br/>           第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域（海岸法施行令第一条の五第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が法第七条第一項の被災地方公共団体の長の意見を聴いて定め、公示した区域を除く。）につき、第一項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、海岸法施行令第一条の五第一項第九号から十一号まで、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号（海岸法第二十二條第二項及び同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。第十六條第一項において同じ。）<u>、第二十四号、第二十五号若しくは第三十号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</u></p> <p>4 主務大臣は、法第七条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体の長に代わつて海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第三号から第八号まで、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号、第二十七号、第二十九号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体の長に通知しなければならない。</p> <p>5（略）<br/>           （権限の委任）</p> | <p>（特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行）<br/>           第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、海岸法施行令第一条の五第一項第三号の三から第四号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号（海岸法第二十二條第二項及び同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。第十六條第一項において同じ。）若しくは第十五号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 主務大臣は、法第七条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体の長に代わつて海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第一号の三から第三号の二まで、第五号から第六号の二まで、第十二号又は第十五号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体の長に通知しなければならない。</p> <p>5（略）<br/>           （権限の委任）</p> |



第十五条 第十二条第一項から第四項までに規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち海岸法第四条第一項に規定する漁港区域に係る同法第三条の規定により指定された海岸保全区域に関する事項に係るものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 主務大臣の権限   | 地方支分部局の長        |
| 農林水産大臣の権限 | 地方農政局長及び北海道開発局長 |
| 国土交通大臣の権限 | 地方整備局長及び北海道開発局長 |

（第一号法定受託事務）

第十六条 法第七条第八項の政令で定める事務は、第十三条において準用する第十二条第二項に規定する法第七条第二項の県の知事の権限のうち海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第二号、第十二号から第二十二号まで、第二十六号（海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。）から第二十八号まで及び第三十号並びにこの政令第十三条において準用する第十二条第二項各号に掲げるものに係る事務とする。

2 第十三条において準用する第十二条第一項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務（同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号（海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。）、第二十七号又は第三十号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十五条 第十二条第一項、第二項及び第四項に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち海岸法第四条第一項に規定する漁港区域に係る同法第三条の規定により指定された海岸保全区域に関する事項に係るものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 主務大臣の権限   | 地方支分部局の長        |
| 農林水産大臣の権限 | 地方農政局長及び北海道開発局長 |
| 国土交通大臣の権限 | 地方整備局長及び北海道開発局長 |

（第一号法定受託事務）

第十六条 法第七条第八項の政令で定める事務は、第十三条において準用する第十二条第二項に規定する法第七条第二項の県の知事の権限のうち海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第一号の二及び第五号から第十五号まで並びにこの政令第十三条において準用する第十二条第二項各号に掲げるものに係る事務とする。

2 第十三条において準用する第十二条第一項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務（同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第五号から第六号の二まで、第十二号又は第十五号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（復興海岸工事に係る権限の代行）<br/>           第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域（<u>海岸法施行令第一条の五第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が海岸管理者である福島県知事の意見を聴いて定め、公示した区域を除く。</u>）につき、第一項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、<u>海岸法施行令第一条の五第一項第九号から第十一号まで、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号（海岸法第二十二条第二項及び同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。）</u>、第二十四号、第二十五号若しくは第三十号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 主務大臣は、<u>法第十三条第三項の規定により海岸管理者である福島県知事に代わつて海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第三号から第八号まで、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号、第二十七号、第二十九号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならない。</u></p> <p>5（略）</p> <p>（権限の委任）<br/>           第二十四条（略）</p> | <p>（復興海岸工事に係る権限の代行）<br/>           第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域につき、<u>同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。</u>ただし、<u>海岸法施行令第一条の五第一項第三号の三から第四号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号（海岸法第二十二条第二項及び同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。）</u>若しくは第十五号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 主務大臣は、<u>法第十三条第三項の規定により海岸管理者である福島県知事に代わつて海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第一号の三から第三号の二まで、第五号から第六号の二まで、第十二号又は第十五号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならない。</u></p> <p>5（略）</p> <p>（権限の委任）<br/>           第二十四条（略）</p> |

2  
8 (略)

9 第八条第一項、第三項及び第四項に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち第二項に規定する事項に係るものを除く。）は、第二項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

10 (略)

2  
8 (略)

9 第八条第一項及び第四項に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち第二項に規定する事項に係るものを除く。）は、第二項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

10 (略)

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>（特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行）<br/>第二十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域（<u>海岸法施行令第一条の五第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が法第四十八条第一項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長の意見を聴いて定め、公示した区域を除く。</u>）につき、第一項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、<u>海岸法施行令第一条の五第一項第九項から第十一号まで、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号（海岸法第二十二條第二項及び同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。第二十五条第一項において同じ。）</u>、第二十四号、第二十五号若しくは第三十号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 主務大臣は、<u>法第四十八条第三項の規定により同条第一項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わつて海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第三号から第八号まで、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号、第二十七号、第二十九号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該海岸管理被災地方公共団体の長又は当該組合の管理者若しくは長に通知しなければならない。</u></p> <p>5（略）</p> | <p>（特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行）<br/>第二十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域につき、<u>同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。</u>ただし、<u>海岸法施行令第一条の五第一項第三号の三から第四号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号（海岸法第二十二條第二項及び同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。第二十五条第一項において同じ。）</u>若しくは第十五号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。</p> <p>4 主務大臣は、<u>法第四十八条第三項の規定により同条第一項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わつて海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第一号の三から第三号の二まで、第五号から第六号の二まで、第十二号又は第十五号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該海岸管理被災地方公共団体の長又は当該組合の管理者若しくは長に通知しなければならない。</u></p> <p>5（略）</p> |

(特定災害復旧等海岸工事に係る権限の委任)

第二十四条 (略)

2 第二十一条第一項、第三項及び第四項に規定する主務大臣の権限(農林水産大臣の権限のうち前項に規定する事項に係るものを除く。)は、前項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

(第一号法定受託事務)

第二十五条 法第四十八条第八項の政令で定める事務は、同条第四項の規定により同条第二項の都道府県の知事が同項の海岸管理被災市町村の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わって行う第二十二条において準用する第二十一条第二項に規定する権限のうち海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第二号、第十二号から第二十二号まで、第二十六号(海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。)から第二十八号まで及び第三十号並びにこの政令第二十二条において準用する第二十一条第二項各号に掲げるものに係る事務とする。

2 第二十二条において準用する第二十一条第一項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号(海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。)、第二十七号又は第三十号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(特定災害復旧等海岸工事に係る権限の委任)

第二十四条 (略)

2 第二十一条第一項及び第四項に規定する主務大臣の権限(農林水産大臣の権限のうち前項に規定する事項に係るものを除く。)は、前項の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

(第一号法定受託事務)

第二十五条 法第四十八条第八項の政令で定める事務は、同条第四項の規定により同条第二項の都道府県の知事が同項の海岸管理被災市町村の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わって行う第二十二条において準用する第二十一条第二項に規定する権限のうち海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第一号の二及び第五号から第十五号まで並びにこの政令第二十二条において準用する第二十一条第二項各号に掲げるものに係る事務とする。

2 第二十二条において準用する第二十一条第一項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第五号から第六号の二まで、第十二号又は第十五号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案  |   | 現行   |   |
|--|---|--|---|
| <p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）<br/>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>                                 | <p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）<br/>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>                                  | <p>政令<br/>(略)</p>  | <p>政令<br/>(略)</p>   |
| <p>東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）</p>  | <p>東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）</p>   | <p>第十三条において準用する第十二条第一項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務（同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第一条の五第一項第一号、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号（海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。）、第二十七号又は第三十号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。）</p> | <p>第十三条において準用する第十二条第一項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務（同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第一条の五第一項第一号、第五号から第六号の二まで、第十二号又は第十五号に掲げる権限に係るものに限る。）</p> |
| <p>(略)</p>   | <p>(略)</p>  | <p>大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五号）</p>   | <p>大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五号）</p>  |
| <p>第二十二条において準用する第二十一条第一項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号（海岸協力団体</p> | <p>第二十二条において準用する第二十一条第一項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第十二号から第六号の二まで、第十二号又は第十五号に掲げる権限に</p> |  |   |

年政令第二  
百三十七号

の届出の受理に係る部分を除く。)、第二十七号又は第三十号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。)

年政令第二  
百三十七号

係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。)